

事 務 連 絡

令和4年2月17日

附属学校を置く各国公立大学法人施設主管課
附属学校を置く各国公立大学法人学校安全主管課
各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課 御中
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
初等中等教育局幼児教育課
初等中等教育局特別支援教育課

学校に設置している遊具の点検等について

学校に設置している遊具については、「学校に設置している遊具の安全確保について」（令和2年6月4日付事務連絡）等において、定期的な安全点検を行うなど安全の確保に万全を期していただくとともに、遊具の安全な使用方法等についても適切な指導を行っていただくようお願いしているところです。

遊具における事故は、幼児期や小学校低学年に多く見られるところであり、遊具の構造、維持管理の不備などの物的要因と、幼児児童生徒の危険な行動、服装などの人的要因とが関わりあって発生することが多く、教職員及び学校設置者は、学校における日常的な安全に関する指導に加えて、重大な事故につながる物的要因を除去することで、幼児児童生徒のみで使用しても安全性を十分確保できるようにすることが重要です。

「学校施設における事故防止の留意点について（平成21年3月）」や「学校の危機管理マニュアル作成の手引き（平成30年2月）」等において示されている遊具における留意点を参照しつつ、安全点検の着実な実施等により、事故防止に努めていただくよう改めてお願いします。

なお、遊具を含め、学校の施設設備の保守点検に係る経費については地方財政措置が講じられているところであり、民間委託の活用を含め、適切にご対応いただくようお願いいたします。

このことについて、各都道府県教育委員会においては所管の学校及び域内の指定都市を除く市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管部課においては所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知いただくようお願いいたします。

(参考 1)

学校施設における事故防止の留意点について（平成 21 年 3 月）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/daijinkanbou/jikoboushihoukoku-zentai.pdf>

(参考 2)

学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成 30 年 2 月）

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyou_all.pdf

(参考 3)

固定遊具の事故防止マニュアル～学校（園）における安全教育・安全管理のポイント～（令和 3 年 3 月 独立行政法人日本スポーツ振興センター）

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1962/Default.aspx

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
電話：03-5253-4111（内線 2966）
E-mail：anzen@mext.go.jp